

松戸市農業委員会総会議事録

令和 2 年 1 0 月 9 日

令和2年松戸市農業委員会10月総会議事録

松戸市農業委員会会長椿 唯司は令和2年10月9日午後3時00分松戸市農業委員会総会を松戸市役所新館7階大会議室に招集した。

1. 出席委員

2番	加藤正芳	3番	齋藤香
5番	山室一美	6番	山口輝雄
7番	岩佐忠夫	8番	椿唯司
9番	鈴木榮一	10番	渡邊洋子
11番	湯浅孝一	12番	杉浦昌平
13番	松戸英樹	14番	杉浦勇司
15番	渡邊慶弘		
明・矢切区域	戸張嘉宣	明・矢切区域	平川正俊
東部区域	湯浅雅之	常盤平・五香区域	小暮俊
常盤平・五香区域	山崎唯司	馬橋・小金区域	横山定勝
馬橋・小金区域	湯浅清		

1. 欠席委員

1番 加藤一郎

1. 事務局出席職員

事務局長	岡野衛	事務局長補佐	渡邊憲生
主幹兼係長	古山和幸	主幹兼係長	武井博子

開会 午後 3時00分

議 長 定刻となりましたので、ただいまより、令和2年10月総会を開催いたします。

本日の出席委員は、農業委員が13名、推進委員が7名でございます。したがって、松戸市農業委員会会議規則第7条の規定により会議が成立しております。

◎議事録署名委員の選任

議 長 議案提出の前に、松戸市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、議事録署名委員を指名いたします。

議席番号9番、鈴木榮一委員、議席番号10番、渡邊洋子委員の両委員を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

続きまして、事務局に本日の傍聴人について報告を求めます。

事務局 本日の傍聴の申出についてご報告いたします。

傍聴の申出はございませんでした。

議 長 事務局の報告のとおり、傍聴の申出がありませんので、早速議事に入ります。

◎議案の提出

議 長 本日の議案は、第1号から第2号となっております。

なお、報告事項につきましては、第1号から第5号となっておりますので、議案終了後、事務局より報告をお願いいたします。

◎議案第1号

議 長 それでは、議案第1号の1番 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

第1審査会第2審査班座長より、申請概要の説明と審査会における意見報告をお願いいたします。

第1審査会第2審査班座長 議席番号15番、渡邊慶弘。

去る10月1日木曜日、議案第1号、2号の審査のため、第1審査会第2審査班が招集され、

審査会の座長を私が担当しましたので、ご報告します。

当日は、岩佐忠夫農業委員、湯浅孝一農業委員、山崎唯司推進委員、戸張嘉宣推進委員と私の5名により、現地調査の上、詳細に審議をいたしましたので、その概要及び審査会の審査結果についてご説明します。

なお、審査にあたり、申請理由等を再確認するため、申請者及び関係人をお呼びし、聴取した内容をもとに慎重なる審議を行ったものであることをご報告します。

議案を説明する前に、青紙の表紙の裏面をご覧ください。

議案第1号、3番から7番については関連があることから、26ページから31ページに事業計画、要望書、算定根拠を添付いたしましたので、ご了承ください。

それでは、議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請の1番についてご説明します。議案書の1ページ、議案参考資料については1ページから6ページになります。

申請地の位置については、議案参考資料の1ページの地図に示すところでございます。

申請理由は、申請者は松戸市を中心に自動車修理及び販売の会社を運営していますが、事業拡大のため、自身の会社より車両置場として使用したいとの要望があったことから、貸車両置場とするためです。

選定理由は、車両置場として十分なスペースがあり、既存施設から近く、県道に面しており、車両の出入りに便利なためとのことです。

施設の概要については、16台の車両置場で、全面アスファルト舗装とします。

排水については、透水性舗装を施し、雨水のみで自然浸透です。

被害防除については、北、西側は既設のコンクリートブロックとフェンスを利用し、南、東側は40センチの新設コンクリートブロックを設置し、土砂の流出を防ぎます。

照明は、農地側から申請地に向くように設置し、夜間はタイマー設定し、日没後の照明の影響を防ぎます。

審査会においては、照明の位置について南側に隣接する梨畑への影響が懸念されることから、照明設置については特段の配慮をすることで理解を得ました。

なお、油等の使用について質問したところ、車両からは油等は出ないと報告を受けております。

費用については、全額、自己資金で賄うとのことから、残高証明書を確認いたしました。

他法令については、該当する法律はございません。

申請地は市街化調整区域のため、簡易な建物でも都市計画法上の手続が必要であることを

説明し、理解されたところでは。

信用について、過去の農地転用などの状況を調査したところ、農地法の違反はございませんでした。

農地区分については、申請地の農地からおおむね500メートル以内に、住宅の用又は事業の用に供する施設が連たんしている区域が存在していること及びその農地の広がり10ヘクタール未満であることから、「第2種農地」と判断しました。

以上、議案第1号の1番について説明いたしましたが、審査会では現地調査、慎重審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また、農地区分については「第2種農地」として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議 長 ただいま渡邊座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は、許可相当とのことでございます。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

渡邊委員。

渡邊（洋）委員 10番、渡邊洋子です。

市街化調整区域でありますけれども、その農地の北側になっているということと、隣接農地の方からの理解は得られたということで、特に影響はないだろうということを鑑みまして、審査会意見に賛成したいと思います。

議 長 ただいま渡邊委員より、審査会意見に賛成との意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

（発言する者なし）

議 長 ご意見がないようであります。

審査会報告のとおり、許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手全員）

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の1番につきましては、許可相当との意見を付して県知事宛てに送付することに決定をいたしました。

次に、議案第1号の2番につきまして、お願いいたします。

第1審査会第2審査班座長 それでは、議案第1号の2番についてご説明します。

議案書の1ページ、議案参考資料については7ページから12ページになります。

申請地の位置については、議案参考資料の7ページのところでございます。

申請理由は、申請地周辺に位置する駐車場が令和3年1月末で閉鎖することに伴い、利用者より代替地として駐車場の要望があったため、貸駐車場にするためです。

施設の概要については、全面砂利敷きとし、入り口部分のみアスファルト舗装とします。

排水については、雨水のみで自然浸透です。

被害防除については、北側は既存ブロック、西側は単管パイプ、東側は1.2メートルの単管パイプと50センチの砂利止め板を設置し、隣地への砂利の流出を防ぎます。

費用については、全額自己資金で賄うとのことから、残高証明書を確認いたしました。

他法令については、該当する法律はございません。

申請地は市街化調整区域のため、簡易な建物でも都市計画法上の手続が必要であることを説明し、理解されたところです。

信用について、過去の農地転用などの状況を調査したところ、農地法の違反はございませんでした。

農地区分については、申請に関わる農地等からおおむね300メートル以内に鉄道の駅があることから、「第3種農地」と判断しました。

以上、議案第1号の2番について説明いたしました。審査会では現地調査、慎重審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また、農地区分については「第3種農地」として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長 ただいま渡邊座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は、許可相当とのことでございます。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

松戸委員。

松戸委員 議席番号13番、松戸英樹です。

隣の〇〇さんの畑もやはり駐車場になっているので、申請者のところの駐車場も賛成したいと思います。

議長 ただいま松戸委員より、審査会意見に賛成との意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

(発言する者なし)

議長 ご意見がないようであります。

審査会報告のとおり、許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手全員)

議長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の2番につきましては、許可相当との意見を付して県知事宛てに送付することに決定をいたしました。

次に、議案第1号の3番について、お願いいたします。

第1審査会第2審査班座長 それでは、議案第1号3番についてご説明します。

議案書の2ページ、議案参考資料については13ページ、16ページ、17ページ、26ページから31ページになります。

申請地の位置については、議案参考資料の13ページのところでございます。

申請理由は、申請地近隣にある病院より職員駐車場の要望があったことから、貸駐車場にするためです。

施設の概要については、全面碎石舗装とし、入り口部分のみアスファルト舗装とします。

排水については、雨水のみで自然浸透です。

被害防除については、西側は新設土留めフェンスを設置し、北、南側は既存擁壁及び鋼板フェンスを設置します。

費用については、全額自己資金で賄うとのことから、残高証明書を確認いたしました。

他法令については、該当する法律はございません。

申請地は市街化調整区域のため、簡易な建物でも都市計画法上の手続が必要であることを説明し、理解されたところであります。

信用について、過去の農地転用などの状況を調査したところ、農地法の違反はございませんでした。

審査会においては、駐車場の必要性、駐車台数の算定根拠について説明を求め、既存の職員駐車場の状況や今後のニーズ、充実した医療体制の構築に必要な不可欠であることを確認しました。

農地区分については、申請地の農地からおおむね500メートル以内に住宅の用、または事業の用に供する施設が連担している区域が存在していること及びその農地の広がり10ヘクタール未満であることから、「第2種農地」と判断しました。

以上、議案第1号の3番について説明いたしましたが、審査会では現地調査、慎重審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また、農地区分については

「第2種農地」として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議 長 ただいま渡邊座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は、許可相当とのことでございます。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

齋藤委員 はい。

議 長 はい、齋藤委員。

齋藤委員 申請図面について詳細に書かれていまして、市立病院の周りに職員用の駐車場が必要ということで、現状でも病院の周りに沿って、ほこりとか騒音とか制限がある。駐車場にするのが私は賛成したいと思います。お諮りください。

議 長 ただいま齋藤委員より、審査会意見に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

はい、杉浦委員。

杉浦（昌）委員 12番、杉浦です。

私も賛成の意見しております。私のところ、馬橋なんですけど、比較的近い地区で、この地区も大分よく知っております。かつて市立病院が来る前は、ネギやカブなど作って熱心にやられている農家の方多かったんですけども、審査会の委員もご覧になって分かったと思うんですが、ほとんど駐車場になっているんですね。このお二人の方の駐車場が、全部で6か所ぐらいあるんですけども、結構畑も広い面積、後継者の方もいなくて、お二人とも高齢になってきているので、こういうような状況になったということを聞いております。

審査会の意見に賛成したいと思います。

以上です。

議 長 ただいま杉浦委員、そして齋藤委員より、審査会意見に賛成との意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

（発言する者なし）

議 長 ご意見がないようであります。

審査会報告のとおり、許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手全員）

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の3番につきましては、許可相当との意見を付し

て県知事宛てに送付することに決定をいたしました。

次に、議案第1号の4番について、お願いいたします。

第1審査会第2審査班座長 それでは、議案第1号の4番についてご説明します。

議案書の2ページ、議案参考資料については13ページ、18ページ、19ページ、26ページから31ページになります。

申請地の位置については、議案参考資料の13ページのところでございます。

申請理由は、申請地近隣にある病院より職員駐車場の要望があったことから、貸駐車場にするためです。

施設の概要については、全面碎石舗装とし、入り口部分のみアスファルト舗装とします。

排水については、雨水のみで自然浸透です。

被害防除については、西側は新設土留めフェンスを設置し、北、南側は既存擁壁及び鋼板フェンスを設置します。

費用については、全額自己資金で賄うとのことから、残高証明書を確認いたしました。

他法令については、該当する法律はございません。

申請地は市街化調整区域のため、簡易な建物でも都市計画法上の手続が必要であることを説明し、理解されたところであります。

信用について、過去の農地転用などの状況を調査したところ、農地法の違反はございませんでした。

審査会においては、駐車場の必要性や駐車台数の算定根拠について説明を求め、既存の職員駐車場の状況や今後のニーズ、充実した医療体制の構築に必要な不可欠であることを確認しました。

農地区分については、上水道管、ガス管の2種類が埋設された建築基準法第42条第2項の指定を受けた道路の沿道の区域であり、おおむね500メートル以内に2か所以上の公共施設があることから、「第3種農地」と判断しました。

以上、議案第1号の4番について説明いたしました。審査会では現地調査、慎重審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また、農地区分については「第3種農地」として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議 長 ただいま渡邊座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は、許可相当とのことでございます。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

杉浦（昌）委員 はい。

議長 長 はい、杉浦委員。

杉浦（昌）委員 12番、杉浦です。

座長の説明でよく分かりました。先ほどと同じ理由で賛成をしたいと思います。よろしく
お願いいたします。

以上です。

議長 長 ただいま杉浦委員より、審査会意見に賛成との意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

（発言する者なし）

議長 長 ご意見がないようでございます。

審査会報告のとおり、許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手全員）

議長 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の4番につきましては、許可相当との意見を付し
て県知事宛てに送付することに決定をいたしました。

次に、議案第1号の5番について、お願いをいたします。

第1審査会第2審査班座長 それでは、議案第1号の5番についてご説明します。

議案書の2ページ、議案参考資料については13ページ、20ページ、21ページ、26ページ
から31ページになります。

申請地の位置については、議案参考資料の13ページのところでございます。

申請理由は、申請地近隣にある病院より職員駐車場の要望があったことから、貸駐車場に
するためです。

施設の概要については、全面砕石舗装とし、入り口部分のみアスファルト舗装とします。

排水については、雨水のみで自然浸透です。

被害防除については、東側は新設土留めフェンス及び既存ブロック、北、西側は既存擁壁、
南側は法面とします。

費用については、全額自己資金で賄うとのことから、残高証明書を確認いたしました。

他法令については、該当する法律はございません。

申請地は市街化調整区域のため、簡易な建物でも都市計画法上の手続が必要であることを

説明し、理解されたところでは。

信用について、過去の農地転用などの状況を調査したところ、農地法の違反はございませんでした。

審査会においては、駐車場の必要性や駐車台数の算定根拠について説明を求め、既存の職員駐車場の状況や今後のニーズ、充実した医療体制の構築に必要不可欠であることを確認しました。

農地区分については、申請地の農地からおおむね500メートル以内に住宅の用、または事業の用に供する施設が連たんしている区域が存在していること及びその農地の広がり10ヘクタール未満であることから、「第2種農地」と判断しました。

以上、議案第1号の5番について説明いたしましたが、審査会では現地調査、慎重審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また、農地区分については「第2種農地」として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長 長 ただいま渡邊座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は、許可相当とのことでございます。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

杉浦（昌）委員 はい。

議長 長 はい、杉浦委員。

杉浦（昌）委員 12番杉浦です。

座長さんの説明でよく分かりました。審査会の意見に賛成したいと思います。理由は、また同じなんですけど、先ほど申し上げた理由と同じで賛成したいと思います。

以上です。

議長 長 ただいま杉浦委員より、審査会意見に賛成との意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

（発言する者なし）

議長 長 ご意見がないようであります。

審査会報告のとおり、許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手全員）

議長 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の5番につきましては、許可相当との意見を付し

て県知事宛てに送付することに決定をいたしました。

次に、議案第1号の6番について、お願いいたします。

第1審査会第2審査班座長 それでは、議案第1号の6番についてご説明します。

議案書の3ページ、議案参考資料については13ページ、22ページ、23ページ、26ページから31ページになります。

申請地の位置については、議案参考資料の13ページのところでございます。

申請理由は、申請地近隣にある病院より職員駐車場の要望があったことから、貸駐車場にするためです。

施設の概要については、全面碎石舗装とし、入り口部分のみアスファルト舗装とします。

排水については、雨水のみで自然浸透です。

被害防除については、北、東、南側は既存擁壁、西側は既存土留めフェンスを利用します。

費用については、全額自己資金で賄うとのことから、残高証明書を確認いたしました。

他法令については、該当する法律はございません。

申請地は市街化調整区域のため、簡易な建物でも都市計画法上の手続が必要であることを説明し、理解されたところ です。

信用について、過去の農地転用などの状況を調査したところ、農地法の違反はございませんでした。

審査会においては、駐車場の必要性や駐車台数の算定根拠について説明を求め、既存の職員駐車場の状況や今後のニーズ、充実した医療体制の構築に必要な不可欠であることを確認しました。

農地区分については、上水道管、ガス管の2種類が埋設された建築基準法第42条第2項の指定を受けた道路の沿道の区域であり、おおむね500メートル以内に2か所以上の公共施設があることから、「第3種農地」と判断しました。

以上、議案第1号の6番について説明いたしました。審査会では現地調査、慎重審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また、農地区分については「第3種農地」として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議 長 ただいま渡邊座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は、許可相当とのことでございます。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

杉浦委員。

杉浦（昌）委員 12番杉浦です。

審査会の意見に賛成したいと思います。私も現地は確認しております。この22ページですと、申請地の隣が地目、畑になっていますが、普通であれば隣接農地への配慮すると、既に何かここも駐車場になっておりましたので、隣接農地はなかったとっております。周りの住宅への配慮もしておるといことですので、賛成したいと思います。

以上です。

議 長 ただいま杉浦委員より、審査会意見に賛成との意見がありました。
ほかにご意見ございませんか。

(発言する者なし)

議 長 ご意見がないようであります。

審査会報告のとおり、許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の6番につきましては、許可相当との意見を付して県知事宛てに送付することに決定をいたしました。

次に、議案第1号の7番について、お願いいたします。

第1審査会第2審査班座長 それでは、議案第1号の7番についてご説明します。

議案書の3ページ、議案参考資料については13ページ、24ページから31ページになります。

申請地の位置については、議案参考資料の13ページのところでございます。

申請理由は、申請地近隣にある病院より職員駐車場の要望があったことから、貸駐車場にするためです。

施設の概要については、全面砕石舗装とします。

排水については、雨水のみで自然浸透です。

被害防除については、西、南側は新設土留めフェンス及び既存擁壁を利用します。

費用については、全額自己資金で賄うとのことから、残高証明書を確認いたしました。

他法令については、該当する法律はございません。

申請地は市街化調整区域のため、簡易な建物でも都市計画法上の手続が必要であることを説明し、理解されたところでした。

信用について、過去の農地転用などの状況を調査したところ、農地法の違反はございませんでした。

審査会においては、駐車場の必要性や駐車台数の算定根拠について説明を求め、既存の職員駐車場の状況や今後のニーズ、充実した医療体制の構築に必要な不可欠であることを確認しました。

農地区分については、申請地の農地からおおむね500メートル以内に住宅の用、または事業の用に供する施設が連たんしている区域が存在していること及びその農地の広がり10ヘクタール未満であることから、「第2種農地」と判断しました。

以上、議案第1号の7番について説明いたしました。審査会では現地調査、慎重審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また、農地区分については「第2種農地」として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長 長 ただいま渡邊座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は、許可相当とのことでございます。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

杉浦（昌）委員 はい。

議長 長 はい、杉浦委員。

杉浦（昌）委員 12番、杉浦です。

座長の説明でよく分かりました。審査会の意見に賛成したいと思います。理由は、先ほど申し上げているとおりでございます。

よろしく申し上げます。

議長 長 ただいま杉浦委員より、審査会意見に賛成との意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

（発言する者なし）

議長 長 ご意見がないようであります。

審査会報告のとおり、許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手全員）

議長 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の7番につきましては、許可相当との意見を付して県知事宛てに送付することに決定をいたしました。

◎議案第2号

議長 次に、議案第2号の1番 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

説明をお願いいたします。

第1審査会第2審査班座長 それでは、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の1番についてご説明します。

議案書の5ページ、議案参考資料については33ページから40ページになります。

申請地の位置については、議案参考資料の33ページのところでございます。

権利の形態は、売買に伴う所有権の移転です。

申請理由は、申請者は全国規模で太陽光発電事業及びその設置施工等を営んでおり、申請地を取得し、太陽光発電施設用地として使用するためです。

土地の選定理由は、太陽光発電設備の設置による土地の有効活用条件を満たしており、今後農地として利用される見込みがないことから、申請地が最も適していると判断したためとのことです。

施設の概要については、整地後、232枚の太陽光パネルを設置し、49.5キロワットの発電を行います。また、侵入防止策として、周囲をフェンスで囲います。

また、発電シミュレーションにより、発電収入から事業として十分成立することを確認しました。

排水については、雨水のみで自然浸透です。

被害防除については、フェンスを境界からセットバックして設置し、境界を明確にし、土の流出については、地ならしにより整地し防ぎます。

また、申請地は公道に接していないことから、工事期間中は隣接地権者との間で通行承諾書が交わされています。工事完了後は、河川沿いの側道より出入りするとのことです。

費用については、全額自己資金で賄うことから、残高証明書を確認いたしました。

他法令については、該当する法律はございません。

申請地は市街化調整区域のため、簡易な建物でも都市計画法上の手続が必要であることを説明し、理解されたところです。

信用について、過去の農地転用などの状況を調査したところ、農地法の違反はございませ

んでした。

審査会においては、パネル等のメンテナンス、雑草の管理などの説明を求め、設置等への対策について十分であることを確認しました。

農地区分については、申請地の農地からおおむね500メートル以内に住宅の用、または事業の用に供する施設が連たんしている区域が存在していること及びその農地の広がり10ヘクタール未満であることから、「第2種農地」と判断しました。

以上、議案第2号の1番について説明いたしましたが、審査会では、現地調査、慎重審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また、農地区分については「第2種農地」として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議 長 ただいま渡邊座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は、許可相当とのことでございます。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、杉浦委員。

杉浦（勇）委員 14番、杉浦勇司です。

座長の説明でよく分かりました。審査会意見に賛成です。お諮りください。

議 長 ただいま杉浦委員より、審査会意見に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

(発言する者なし)

議 長 ご意見がないようであります。

審査会報告のとおり、許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第2号の1番につきましては、許可相当との意見を付して県知事宛てに送付することに決定をいたしました。

次に、議案第2号の2番、3番について関連がございますので、一括して説明をお願いいたします。

第1審査会第2審査班座長 それでは、議案第2号の2番、3番についてご説明します。

議案書の5ページ、議案参考資料については41ページから45ページになります。

申請地の位置については、議案参考資料の41ページのところでございます。

権利の形態は、売買に伴う所有権の移転です。

申請理由は、申請者は松戸市内を中心に土木工事及び解体工事業を営んでおり、柏市にある既設の資材置場を返却することとなったことから、申請地を取得し、車両置場及び資材置場として使用するためです。

土地の選定理由は、既存施設と同規模で、本社から近郊であるためです。

施設の概要については、敷地は全面砂利敷きとします。

排水については、雨水のみで自然浸透です。

被害防除については、北、東側は既存ブロック及び擁壁、西側は新設単管パイプ柵を設置し、南側は新設安全鋼板を設置します。申請地東側の農地及び近隣住民等から苦情等があった場合は、土地所有者が対処しますとの報告を受けております。

費用については、全額自己資金で賄うことから、残高証明書を確認いたしました。

他法令については、該当する法律はございません。

申請地は市街化調整区域のため、簡易な建物でも都市計画法上の手続が必要であることを説明し、理解されたところです。

信用について、過去の農地転用などの状況を調査したところ、農地法の違反はございませんでした。

審査会においては、前面道路を4トンダンプが出入りすることから、U字溝などへの影響について説明を求めたところ、道路管理者と協議済みであり、道路構造物の破損等がないようにすることを確認しました。

農地区分については、申請に関わる農地等からおおむね300メートル以内に鉄道の駅があることから、「第3種農地」と判断しました。

以上、議案第2号の2番、3番について説明いたしましたが、審査会では、現地調査、慎重審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また、農地区分については「第3種農地」として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議 長 ただいま渡邊座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は、許可相当とのことでございます。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、小暮委員。

小暮推進委員 推進委員の小暮です。

座長の説明でよく分かりました。審査会意見に賛成したいと思います。お諮り願います。

議長 長 ただいま推進委員の小暮委員より、審査会意見に賛成との意見がありました。ほかにご意見ございませんか。

(発言する者なし)

議長 長 ご意見がないようであります。

審査会報告のとおり、許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手全員)

議長 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第2号の2番、3番につきましては、許可相当との意見を付して県知事宛てに送付することに決定をいたしました。

次に、議案第2号の4番、5番について関連がございますので、一括して説明をお願いいたします。

第1審査会第2審査班座長 それでは、議案第2号の4番、5番についてご説明します。

議案書の6ページ、議案参考資料については47ページから51ページになります。

申請地の位置については、議案参考資料の47ページのところでございます。

権利の形態は、売買に伴う所有権の移転です。

申請理由は、申請者は中古車販売業を営んでおり、既存の車両置場を返却することに伴い、申請地を取得し、車両置場として使用するためです。

土地の選定理由は、本社から近郊であり、面積も十分であるためです。

施設の概要については、敷地は全面砂利敷きとします。

排水については、雨水のみで自然浸透です。

被害防除については、北側は既存コンクリート板、南側は既存RC及びフェンス、西、東側は新設丸太にトラロープを設置します。

費用については、全額自己資金で賄うことから、残高証明書を確認いたしました。

他法令については、該当する法律はございません。

申請地は市街化調整区域のため、簡易な建物でも都市計画法上の手続が必要であることを説明し、理解されたところです。

信用について、過去の農地転用などの状況を調査したところ、農地法の違反はございませんでした。

審査会においては、申請地は盛土事業規制区域であり、盛土の有無について説明を求め、

盛土申請については土地所有者でなければ関係機関への申請ができないことから、農地転用許可後に申請地を譲受人の名義にした後に計画変更を行い、盛土をするとの回答を得ました。

農地区分については、申請地の農地からおおむね500メートル以内に住宅の用、または事業の用に供する施設が連たんしている区域が存在していること及びその農地の広がり10ヘクタール未満であることから、「第2種農地」と判断しました。

以上、議案第2号の4番、5番について説明いたしましたが、審査会では、現地調査、慎重審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また、農地区分については「第2種農地」として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議 長 ただいま渡邊座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は、許可相当とのことでございます。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、松戸委員。

松戸委員 議席番号13番、松戸英樹です。

説明でよく分かりました。賛成したいと思います。

議 長 ただいま松戸委員より、審査会意見に賛成との意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

(発言する者なし)

議 長 ご意見がないようでございます。

審査会報告のとおり、許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第2号の4番、5番につきましては、許可相当との意見を付して県知事宛てに送付することに決定をいたしました。

次に、議案第2号の6番について、お願いいたします。

第1審査会第2審査班座長 それでは、議案第2号の6番についてご説明します。

議案書の6ページ、議案参考資料については53ページから57ページになります。

申請地の位置については、議案参考資料の53ページのところでございます。

権利の形態は、売買に伴う所有権の移転です。

申請理由は、申請人は関東エリアを中心に建築工事の土工事を請け負っていますが、事業

拡大のため申請地を取得し、建設発生残土の一時保管場所として使用するためです。

土地の選定理由は、工事現場が都内に多いため、交通事情等を考慮し選定しました。また、本社が葛西のため、有事の場合の管理面でも有利であるとのことでした。

施設の概要については、敷地は転圧舗装とします。

排水については、雨水のみで自然浸透です。

被害防除については、周囲は新設の万能鋼板を設置し、入り口部分は鉄板敷き、パネルゲートを設置します。

費用については、全額自己資金で賄うことから、残高証明書を確認いたしました。

他法令については、該当する法律はございません。

申請地は市街化調整区域のため、簡易な建物でも都市計画法上の手続が必要であることを説明し、理解されたところでした。

信用について、過去の農地転用などの状況を調査したところ、農地法の違反はございませんでした。

審査会においては、一時保管する建設発生残土について説明を求めたところ、現場でアスファルトのガラや石などを取り除いた一般残土のみを搬入するとのことでした。また、関係機関として、建設総務課、住宅政策課、環境保全課と協議は完了しているとの報告がありました。

農地区分については、上水道管、ガス管の2種類が埋設された建築基準法第42条第2項の指定を受けた道路の沿道の区域であり、おおむね500メートル以内に2か所以上の公共施設があることから、「第3種農地」と判断しました。

以上、議案第2号の6番について説明いたしました。審査会では、現地調査、慎重審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また、農地区分については「第3種農地」として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長 ただいま渡邊座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は、許可相当とのことでございます。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、湯浅委員。

湯浅（雅）推進委員 推進委員、湯浅雅之です。

私は審査会意見に賛成したいと思います。よろしくお諮りをお願いいたします。

議 長 ただいま湯浅委員より、審査会意見に賛成との意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

杉浦（昌）委員 はい。

議 長 杉浦委員。

杉浦（昌）委員 12番、杉浦です。

私も基本的には賛成なんですけれども、参考資料の55ページ見ますと、図面が出ているんですが、敷地の周囲仮囲いというところなんですけれども、鋼板の高さが3メートルとなっていますが、景観条例に該当しますか。

事務局 景観条例の協議の対象となり、協議を進めてることです。

杉浦（昌）委員 わかりました。

鈴木委員 9番、鈴木です。

審査会意見には賛成です。

関係各課で協議はもらってますか。

事務局 はい、都市計画課と協議が進んでおります。

齋藤委員 アクリル板は鋼板だけですか。

事務局 色等配慮しますが、鋼板だけでしております。

議 長 ただいま推進委員湯浅雅之委員、杉浦昌平委員、齋藤委員、鈴木委員より、審査会意見に賛成との意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

（発言する者なし）

議 長 ご意見がないようでございます。

審査会報告のとおり、許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手全員）

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第2号の6番につきましては、許可相当との意見を付して県知事宛てに送付することに決定をいたしました。

◎報告事項

議 長 続きまして、報告事項に移ります。

事務局より報告をお願いいたします。

事務局 それでは、議案書7ページ、報告事項1から17ページの報告事項5についてご報告させていただきます。

まず、7ページ、報告事項1、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてですが、相続などで農地の権利を取得した際に農業委員に届出しまして、会長専決で受理をして、受理通知書を発行するものです。市街化区域の農地転用に限っては、農業委員会に8月は相続による所有権移転で3件の届出がありました。これを受理しまして、受理通知書を交付いたしました。なお、3件とも、あっせん希望はありませんでした。

次に、9ページから10ページ、報告事項2、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出についてですが、市街化区域内に所有する自分の農地を農地以外のものに転用する場合は、農業委員会に届出をすれば県の許可は不要となります。10ページ、一番下に記載のとおり、8月分として、田は届出はありませんでした。畑が7件、1,830平方メートル、市街化区域内の農地転用をこちら受理をいたしました。

次に、11ページから14ページ、報告事項3、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出についてですが、市街化区域内の農地は所有権移転などを伴って農地転用する場合、農業委員会に届出をすれば、千葉県知事の許可は不要となります。14ページの一番下に記載のとおり、田14件、2,444平方メートル、畑18件、9,724平方メートル、合計で32件、1万2,186平方メートルの市街化区域内の農地転用を受理いたしました。

次に、15ページ、報告事項4、農地の現況に係る照会に対する回答についてですが、登記簿上の地目が農地である土地について、法務局、裁判所、国税局から現況が農地か否かの判断を求められ、農業委員会が現地調査等を行い、農地、非農地を回答するものです。8月については、記載のとおり、法務局より2件の照会がありまして、現地調査の結果、現況は宅地となっている旨の回答をしました。

次に、17ページ、報告事項5、相続税の納税猶予に関する適格証明書の交付についてですが、農地を相続した場合、相続税など納税猶予を受けている場合、3年に一度、引き続き農業経営を行っている旨の証明書を税務署に提出する必要があります。現地調査や相続人への聞き取りを行い、17ページに記載のとおり5件の証明書を発行いたしました。

事務局からの報告事項は以上です。

議長 ありがとうございます。

◎閉 会

議 長 以上をもちまして、令和2年10月総会を終了いたします。

閉会 午後 4時20分